

舒明望国歌の時空序説

岩 下 武 彦

天皇、香具山に登りて望国したまふ時の御製歌

大和には群山ありと 取りよるふ天の香具山 騰り立ち国
見をすれば 国原は煙立ち立つ 海原はかまめ立ち立つ

うまし国そ蜻島大和の国は (1・12)

山常庭村山有等 取与呂布天乃香具山 騰立國見乎為者
國原波煙立龍 海原波加萬目立多都 怜何國曾 蜻嶋八
間跡能國者⁽¹⁾

一 はじめに

右の『舒明望国歌』については、その訓釈、主題、構成等、諸般の問題について論じ尽くされているようにも思う。しかし、たとえば「村山有等」の訓、「取与呂布」の意味、「国原は」以下の叙述の意味等、なお残された問題も多い。ここでは、「大和には」と歌い出されること、「村山有等」

の訓、「取与呂布」の意味、「騰立」の表記の意味等主に一
首前半の表現に即して、この歌に描かれた時間と空間につ
いて考えてみたい。

文字以前の表現について、それがどのようにあり得たか
を考えてみようとしても、結局は文字資料によつて、以前
の姿を推測するしかない。つまり、そう問いかけること自
体が、循環論に陥る危険を伴うことになる問いを、あえて
たてることになる。

従来ほぼ無前提に文字以前の表現をとどめていると考え
られてきた、古事記や日本書紀の「神話」や歌謡、またい
わゆる「初期万葉」の歌にたいして、それらを、記紀や万
葉が記している時代の作品として、無批判に受け止めるこ
とについて疑問が提起されている⁽²⁾。即ち古事記や日本書紀
は、七世紀末から八世紀初頭にかけて、当時の政治的狀況

と密接に関わって、漢字によって成立した書であり、古事記は、高天原という神話世界の統治神アマテラスの神統を承ける、カムヤマトイハレビコの皇統に連なるとされる天皇が、大八洲国を統治することの正当性を説く、イデオロギーの書である。日本書紀は、冊封を受けながらも、独自の立場から自らの王権の正当性を、中国の史書にならいつつ、当時のグローバル言語である漢文（中国語文）によって、中国および東アジア世界に対して主張する。それは、王権の正当性と国家の基盤を、漢字という新たな文明の力によって、打ち立てようとする営みであつたといえよう。

神野志隆光氏は、万葉集も、全二十巻を総体としてとらえるべきという⁽⁵⁾。それに対して、西澤一光氏は「『万葉集』という全体性が『書物』の『書物』、『集』の『集』としてあるということ、性質や伝来の点で異質な複数の資料が——原本の体裁を維持しつつ——『万葉集』という全体に収められている」「集蔵体」と呼ぶ。固定的・一回的なテキストとしてあるのではない。収録された個々の資料それぞれが、独自の成り立ちと性格を持ち、その特徴を保ったまま「集蔵」されてある。そういうありようを、そのあるがままに生態として捉えることにより、万葉以前への展望をも拓こうとする。

この問題につき、もう一つ考えなければならぬ要素が

ある。品田悦一氏が、「歌を〈書く〉こと」について、

歌はもともと声に出して歌うもので、リズムや旋律、また抑揚や音色といった身体的諸契機と分ちがたく結びついていました。歌を〈書く〉こと——読まれるものとして書くこと——は、一面では歌からそうした諸契機を剝奪する行為でもある以上、文字の歌は声の歌とはおよそ異質なものとならざるをえません。

という点である。氏は、「やまと歌の本来の特徴」として、「即興性」をあげ、「折にふれ詠出され、その場その場の感興を満たすと、あとは忘却に任される」というありようから、「ある時ある場所である人が詠じた歌を後々まで伝えようというような意欲は、当初は一般に稀薄だった」のであり、「そうした意欲が高まったのは、……おそらく七世紀中葉以降、宮廷文化として精錬されていく過程でのことで、五・七音節定型が確立するのもそれと包み合う事態だった」という。さらに、斉明紀の建王挽歌について、「斉明天皇が自作を後世に伝えよとことさら指示したことは、まさにこの考えに符合する次第ですが、もつと興味深いのは、彼女がこのとき歌を記録させようとはしなかったことです」として、『皮留久佐乃皮斯米之刀斯□』(難波宮跡出土木簡(185)276)のような書記方式がすでに存在したにもかかわらず、書き残せとは命じなかった。なぜ

でしょうか。記録されただけでは歌が伝わることにならないと思っていたのではないでしょうか。歌の生命は生き身の人間の声に宿る——そう信じていた当時の人々にとって、歌が伝わるとは人々に記憶されて口の端にのぼることであつて、書かれて残ることなどではなかつたはずですよ」と指摘している。

そう考えたとき、「初期万葉」の表現はどう捉え直されるのか。この歌に即していえば、「国原は」以下の叙述について、川口勝康氏のように、その背景として、この歌に先立つ土地誉めの歌との関連を考え、全体の表現に古事記の神話世界のイメージを読み取る説と、この歌の描写こそが、新たな叙景の表現を切り拓いていったと捉える、鉄野昌弘氏の説とがある。どちらも、対偶的繰り返しによる描写部の表現が、大和にはない「海原」の景をもうたいながら、大和国原の広景を活写し得ていることを、文学史上にどのように位置づけるか、ということに関わる。それに取組むには、しかし、前に挙げた訓釈上の問題を、まず解決しておくなければならない。

二 山常庭——地名で歌い始めること——

まず「大和には」のように、卒然と地名で歌い出す例は、「初期万葉」歌に以下のように見える。枕詞を冠する例も、

枕詞が本来声のレベルで地名などを讃える称詞で、下に続く地名と一体の物と考えられていたとすると、これも地名で歌い出す例に準じて考えてよいであろう。

A 地名で歌い出す例（「初期万葉」および書紀歌謡のうち、「初期万葉」と年代が重なる位置に置かれている例）

- 1 熟田津に（熟田津尔）舟乗りせむと月待てば潮もかなひぬ今は漕ぎ出でな（1・八 額田王）
- 2 香具山は（高山波）畝傍ををしと 耳梨と相争ひき……（1・一三 中大兄）
- 3 香具山と耳梨山とあひし時立ちて見に來し印南国原（1・一四 同右）
- 4 三輪山を（三輪山乎）然も隠すか雲だにも心あらなも隠さふべしや（1・一八 額田王）
- 5 み吉野の（三吉野之）耳我の嶺に 時なくそ雪は降りける 間なくそ雨は降りける……（1・二五 天武天皇）
- 6 み吉野の玉松が枝は愛しきかも君が御言を持ちて通はく（2・一一三 額田王）
- 7 楽浪の（神樂浪乃）大山守は誰がためか山に標結ふ君もあらなくに（2・一五四、石川夫人）
- 8 近江道の（淡海路乃）鳥籠の山なる不知哉川日のごころは恋ひつつもあらむ（4・四八七 岡本天皇）

9 五月に、皇孫建王、年八歳にして薨せましぬ。今城谷の上に、殯を起てて收む。……廻ち作歌して曰はく、

今城なる小丘が上に雲だにも著くし立たば何か歎かむ
其一（齊明天皇）

10 飛鳥川漲ひつつ行く水の間も無くも思ほゆるかも 其三（同右）

11 み吉野の吉野の鮎 鮎こそは島傍しまへも良き え苦しゑ
水葱なぎの下芹の下 吾は苦しゑ

B 枕詞を冠している例

12 たまきはる宇智の大野に（玉剋春内乃大野尔）馬並めて朝踏ますらむその草深野（1・四 中皇命）

13 うまさげ三輪の山（味酒三輪乃山）あをによし奈良の山の（青丹吉奈良能山乃）山のまにい隠るまで……（1・一七 額田王）

14 玉くしげ三諸の山の（玉匣将見圓山乃）さなかづらさ寝ずはつひにありかつましじ（2・九四 内大臣藤原卿）

15 み薦刈る信濃の真弓（水薦刈信濃乃真弓）我が引かばうま人さびて否と言はむかも（2・九六 久米禅師）

16 み薦刈る信濃の真弓（三薦刈信濃乃真弓）引かずして弦は作くるわざを知るといはなくに（2・九七 石川郎女）

17 青旗の木幡の上を（青旗乃木旗能上乎）通ふとは目に

は見れども直に逢はぬかも（2・一四八 倭太后）

18 いさなとり近江の海を（鯨魚取淡海乃海乎）沖離けて漕ぎ来る舟 辺につきて漕ぎ来る舟……（2・一五三 倭太后）

倭太后）

これらを類別すると、「初期萬葉」の歌で、地名で歌い出される場合は、

①歌われる土地を視認して歌う場合

1・2・4・7・9・13・18

②土地や景物を序詞として用いている場合

8・10・14・15・16

③既知の土地を想起して歌う場合

3・5・6・11・12・17

となろう。記紀歌謡の内、地名で歌い出される例も、全て譚に既出のもので、①と③に包摂される。②も、地名を含む詞句が序詞となり得るのは、その地名がよく知られていたからであり、①③を総じて、初句に歌われる地名は、既知の地名ということになる。

この歌が「山常庭」と歌い出されたとき、歌い手は既知のヤマトの情景を歌っているのであり、それは、明日香を中心とした奈良盆地の景ということになる。

舒明御製という所伝に従えば、明日香岡本の宮から香具

山に向かつて北上すると、舒明朝にはまだ大官大寺も藤原宮もないはずだから、奥山のあたりを過ぎれば、大和三山の耳成、畝傍の二山を遠景に、「騰り立ち」と歌われる香山具山が、眼前に聳えていたはずである。

冒頭の文脈をそう捉えたとき、次の「村山有等 取与呂布」の訓釈が問題となる。

三 「村山有等」の訓

まず、「村山有等」の訓に触れておきたい。

諸本の複製写真や、校本萬葉集の記述によつて、諸本の訓を一瞥すると、

古・紀・細・冷・宮「アリト」。

元「キリト」、「キ」を墨で見せ消ち。右に墨「ア」あり。

広「アリト」、「リ」見せ消ち。右に墨「レ」あり。

西「レ」もと青か。(おうふう版翻刻、「薄墨」)。

矢・京「レ」青。京「レ」の右に赭「リ」あり。

という状況から、古訓にアリトとあつたのを、仙覚がアレトと改めたらしいことがわかる。ただ、なぜ仙覚が改訓したかについてその根拠は「註釈」にも見えず、不明である。以来、国歌の定型とも一致することから、それがほぼ定訓となっていた感があつたが、亀井孝氏が、「等」を濁音に用いた例がほとんどないことを指摘して、アリト

と訓むべきことを再提起した。以後、『大系』補注には、

原文、群山有等。等は元来清音の仮名で、トの乙類に用いられる。この字は、ほとんど清濁に両用の例がなく、清音に用いる。従つてここは、ムラヤマアリトと訓むべきところである。しかし、次の一句トリヨロフは用例がここ一例しか無いために、意味を確定出来ない。そこでこの一句はすこぶる疑問である。元来、この歌は、一種の国ほめ歌であつて、国ほめの歌には一つの形式がある。それは「ナレド」と逆接の前提句をまず歌い出して、それにもかかわらず、と、その次に、ほめる言葉を展開するものである。してみるとこの場合もやはり「群山あれど」と逆接の前提句で歌い出したものかもしれない。それ故、疑いを存しながら旧訓に従つておく。

と指摘し、佐佐木隆氏が、

〈等〉字が濁音節にあてられた確例は、巻第一にも巻第二にもまつたかない。これらの両巻中に三十七例ある音仮名〈等〉はすべて清音節にもちいられ(既述)、濁音節専用の〈矜〉字と明瞭に区別されて使用されているのである。そればかりでなく、〈等〉字が例外的に濁音節にもちいられた例は、一字一音表記を採用する巻第五・巻第十四・巻第十五・巻第十七・巻

第十八・卷第十九・卷第二十の七巻にあり、それらの例外の半数が巻第五と巻第二十に存在していて、例外の分布には顕著なカタマリがみとめられる。このような状況から判断して、二番歌の当該字は例外的に濁音節にあてられたものであると解するのはかなり無理であるといえる。

といいながら、

「……二ハ……ト」という構文では、前後の関係が明瞭な場合に限られ、この歌はトリヨロフの意味が不明であることから、そういう例に当たらず、アレドと訓むべき……

としているように、それぞれの立場から、アレドと訓む説が提示されている。

最近の諸注を見ても、

「アリト」和歌文学大系、

「アレド」全注、釈注、新編全集、新古典大系、全歌講義、岩波文庫（新版）、

と、「アレド」と訓む説が大勢を占める。

ここは、語学的な見地からは、稲岡耕二氏の⁽⁷⁾提示しているように、ムラヤマアリトと訓むべきであろう。即ち

ムラヤマアレドが通説となっているが、ムラヤマアリトと訓めなくはない。「等」の仮名が清音トを表わ

すのに用いられることが多いのも、「有等」をアリトと訓むのを助ける。細かく言えば、万葉集巻一に使われている音仮名の「等」の字は、この歌以外ではすべてトであつて、ドという濁音ではない。逆に、巻一の中で、逆接助詞ドを仮名表記しているのを見ると、抒(16, 66)であつて、等を使つてはいない。こういう現象を通して、二番歌の「等」はトであろうか、とする考え方が成り立つ。巻一ばかりではない。巻二においても、十数例の「等」の仮名表記があるが、すべてトであつて、濁音ドではない。念のために古事記を調べてみても、こうした傾向は同様である。記には「等」を音仮名として用いたものが、

訓二壯夫二云三袁等古一（上巻割注）

夜知富許能迦微能美許等（上巻歌謡）

伊刀古夜能伊毛能美許等（同右）

岐備比登登等母渥斯都米婆（巻歌謡）

四例あるが、明らかにトであつて濁音表記ではない。日本書紀でも多くの用例はあるが明らかに濁音表記と思われるものは、見いだせない。等と抒とが、漢字の原音においてそれぞれ清音表記、濁音表記に適したものであっただろうことが、右のような現象を支えていると思われる。

と指摘し、佐佐木氏前掲書が補強しているように、「(等)字が例外的に濁音節にもちいられた例外の分布には顕著なカタよりがみとめられる」のであり、「二番歌の当該字は例外的に濁音節にあてられたものであると解するのはかなり無理である」というとおりである。

アレドと訓む従来の説は、トリヨロフの意味が不明であることから、土地誉め歌の類型「……ナレド……」と逆接で歌うのに従ってこれも「ムラヤマアレド」と読むべきとするのであるが、これは議論の順序として逆ではないだろうか。

まずは諸本一致している、「村山有等」という文字列に即してどう訓めるか、を考えるべきであろう。歌の類型に従って解すべきかどうかは、それから後のことであるはずだ。萬葉集の時代の人びとがこの文字列を「ムラヤマアレド」と訓んだ可能性はきわめて少ないであろう。まずは「ムラヤマアリト」と訓んだうえで、次句「取与呂布」の訓義と併せて解釈する、という手順を踏むべきだと考える。

四 取与呂布の訓義

「取与呂布」についても諸本に異同はない。このままにどう訓み、どう解しうるかをまずは追求すべきであろう。

前掲古典大系に「次の一句トリヨロフは用例がここ一例

しか無いために、意味を確定出来ない」と言う。確かに「トリヨロフは用例がここ一例しか無い」のは事実だが、全く手がかりがないわけではない。

沢瀉注釋に指摘し、稲岡氏前掲稿にも引く、『新詠華嚴經音義私記』に

甲冑 廣雅曰、冑兜鑿也鑿音牟訓与呂比……

などであるのがそれで、早くに岡田希雄⁽¹⁹⁾が、

其のヨロヒと云ふ倭訓は萬葉集にも無いが、ヨロヒと云ふ名詞形の原形たる動詞のヨロフは、卷一の取與呂布 天乃香具山の句に見える。假名も一致するから、與呂はこれでよいのだらう、比は四段活の連用形語尾として是れで正しい。下の二十三巻にもヨロヒは二度見える。(此の後のものとしては、新撰字鏡享和本や和名抄にヨロヒの語が見える。)

と指摘するとおりである。新詠華嚴經音義私記は奈良時代末の成立だから、七世紀前半の舒明朝の用語にあてはまるかどうか、という疑問も持たれようが、七世紀後半のものと考えられる、北天津遺跡出土の音義木簡に、

鏡 与里

□ (比力)

とあるのは、有力な傍証となろう。⁽²⁰⁾岡田の推論は正しいと思う。トリヨロフとは、文字どおり取つて身を固めるとい

うことであらう。

そうすると、早く稲岡氏⁽²¹⁾が記の

大和は 国のまほろば たたなづく 青垣 山ごも
れる 大和しうるはし(記30)

を挙げて、高木市之助⁽²²⁾が「さうした、他所から大和への思慕ではなく、むしろ自から大和平野の中央に立つて、青垣山こもれる周圀を見まわした」というのを承けて、「大和の人々の郷土礼讃の歌と解される」といい、

大和が「国のまほろば」と讃えられているのは、右の歌によれば、「たたなづく 青垣 山ごもれる」ゆえであり、それゆえに「うるはし」ともされるのである。「青垣」のような山々に囲まれる「うるはし」い

国であるとする、この国讃め歌のような意識を背景として、万葉集の二番歌が

大和には 群山有等

と歌い出されるのも、むしろ当然と理解されよう。

というのが当たつていよう。

五 天の香具山

国見の舞台とされる現実の香具山は、標高一五〇メートルそこそこで、山容も巍々たるというにはほど遠い、むしろ小丘といった方が当てはまるような小山であるが、この

歌い出しは、そういう現実を超えて、天皇の「望国」の場である聖なる「天香久山」の姿を壮大に描き出すことに注意したい。

かつて、川口勝康氏⁽²³⁾が、西郷信綱氏の『古事記の世界』を引きながら、「一般に記紀の体系において、天を冠せられるのは高天原での由来をもち、国を冠せられるものとは範疇的に対立するが、この高天原とは、日本の古代王権の正統性がそこに由来するところの天上の他界である。そしてそこから位置づけられ、名づけられたのが葦原中国である」といい、「天の香具山とは何よりもまず、高天原の神話における神山の名辞なのであった。」と指摘していることを想起すべきであらう。

鉄野昌弘氏⁽²⁴⁾が「そもそも『天の香具山』は、『選ばれる』べき存在であらうか」といい、

香具山は、「天より天降」つたという伝承を持ち（伊予国風土記逸文）、それゆえに「天降りつく天の香具山」（3・二五七、鴨足人）と讃えられるのであった。「天の」を冠された香具山は、「香具山は畝火雄々しと」（1・一三、中大兄）とか、「大和の青香具山は」（1・五二）といった大和三山の一つという位置づけではなく、天から降臨した神山として扱われているのではないか。ならば当該歌の「天の香具山」もまた、

もとより特別な山なのであって、そこが国見の場であることは、予め選択の余地のない事柄なのではあるまいか。

といい、「山を意志を持ち、生動する存在と捉える古代的思考までが感じ取られるように思う。天降った神山は、自ら『大和』の『群山』を身に從えるのである」という通りであろう。

ただし、「天香久山」とは、あくまでも天上の神話世界の聖山として、捉えられているというべきであろう。だからこそ、川口氏(26)のいうように、

「天孫」の天降った日向から、東征した神武（イワレヒコ）が再び国譲りを武力的に迫る大和平定において、天の香具山の埴土をとって戦勝をまつたという所伝は、以上のように高天原と大和にまたがる天の香具山の構造的性格を、すなわち王権の正統性が由来する高天原自体の歴史的由来を、端的に語るものである。このような性格の神話と祭祀の山だからこそ、天皇の国見の場選ばれ、「群山あれど」とりよるふ天の香具山」とまづもって歌われているのである。

したがって登り立った天の香具山は、既に高天原の世界であり、眼下に見下される国原は、天照大神が、「我が御子の知らす国」と言依さした葦原中国となる

う。しかしこの二番歌において天と国との範疇的に対立する二つの世界を結びつけているのは、露骨な支配イデオロギーとしての「天孫降臨」ではなく、それとは逆のベクトルを指向する「登り立ち」という儀礼の実践なのである。

と捉えられる事になる。「群山あれど」の訓と、古事記の記述をそのまま歌の解釈に結びつけることについては、なお問題が残ると思う（後述）が、「天香久山」が「高天原の世界」に連なる聖山であるというところえ方は、なお考慮に値すると思う。「騰立」の訓義と関わって、見直す必要がある。

六 騰立の意味

この歌では国見の場である香具山に「騰立」と歌う。この箇所は、本文にも訓にも異同は無く、「騰り立ち」と訓読され、「登り立ち」と解される。

確かに、『篆隸萬象名義』に「騰……乗也躍也 傳也上也奔也度也」とあるように、「登る」「上る」の意味で使用される事は、不思議ではないように思われる。

一方で、見過ごされやすいが、「登る」「上る」などの意で「騰」を用いた例は、万葉集中ではこのみである。用字に関わる事で、いわば書き手の問題であるから、直接歌

の表現とどう関わるかは、留保しなければならぬ点もあるが、集内孤例となれば、そこに何らかの表記者の意図があったとみるべきであろうし、仮に作歌意図と直接関わらないとしても、また、万葉集の編纂段階での手が加わっていたとしても、書き手や編纂者が一首の内容をどう理解していたかは確かめておく必要がある。

ノボルは、「川や山道などを線条的に上方へ移動する意。移動してもその物自身は変質しない」というのに対し「アガリは、一気に上に移動して、下との関係が切れて別の状態になる意がある」という。「高いところへ行く。上昇する。立ちのぼる。よじのぼる」というのも「①低い所から高い所へ移動する。また、移動して、ある物の上に乗る」というのも、移動の手段や状況はともかく畢竟は、「下から上に移動し、そこに位置を占めること」が、ノボルの意味の基幹といえよう。

念のために集中で、「山や建物の高いところのぼる」意のノボルの用例は、以下のように見える。

① やすみしし我が大君 神ながら神さびせすと 吉野

川激つ河内に 高殿を高知りまして 登り立ち国見を

せせば(上立國見乎為勢婆)……(1・三八 柿本朝

臣人麻呂)

② 衣手常陸の国の 二並ぶ筑波の山を 見まく欲り君

来ませりと 暑けくに汗かきなけ 木の根取りうそぶ

き登り(木根取嘯鳴登)峰の上を君に見すれば……

(9・一七五三 高橋虫麻呂歌集出)

③ 草枕旅の憂へを 慰もることもありやと 筑波嶺に

登りて見れば(筑波嶺尔登而見者)……(9・一七五

七 同右)

④ ……望月のたたはしけむと 我が思ふ皇子の尊は

春されば殖槻が上の 遠つ人松の下道ゆ 登らして国

見遊ばし(登之而國見所遊)……(13・三三二四)

これらによれば、②に「暑けくに汗かきなけ 木の根取

りうそぶき登り」或いは④に「遠つ人松の下道ゆ 登らし

て国見遊ばし」というように、山道を一步一步登る様子が

歌われている。それが、高所に登るときの普通の様子であ

らう。

一方、古事記の「登」字の用例のほとんどはト乙類の音

仮名としての例で、訓字としては、

⑤ 故、教の隨に少し行きまししに、備さに其の言の如

し。即ち其の香木に登りて坐しき(即登其香木以坐)

(神代)

⑥ 故、其の坂に登り立ちて(登立其坂)、三たび歎か

して、「阿豆麻波夜」と詔云りたまひき。(景行)

⑦ 「高き地に登りて西の方を見れば(登高地見西方者)、

國土は見えず。」(仲哀)

⑧ 是に天皇、高山に登りて、四方の國を見たまひて詔りたまひしく、(登高山見四方之國詔之)、(仁徳)

⑨ 爾して、山の上に登りて國の内を望けたまへば(登山上望國內者)、堅魚を上げて舍屋を作れる家有り。(雄略)

⑩ 又一時、天皇葛城の山の上に登り幸でましき。(天皇登幸葛城之山上)。(雄略)

⑪ 其猪怒りて宇多岐依り來つ。故、天皇其の宇多岐を畏みて、榛の上に登り坐しき(天皇畏其宇多岐、登坐榛上)。(雄略)

やすみしし我が大君の遊ばしし猪の病猪の唸き畏み我が逃げ登りし在丘の榛の木の枝

⑫ 又一時、天皇葛城山に登り幸でましし時(天皇登幸葛城山之時)、百官の人等、悉に紅き紐著けし青摺の衣服を給はりき。(雄略)

などである。これも、万葉集の①〜⑤に準じて考えてよいだろう。

一方、古事記には、

⑬ 是に詔らししく、この山の神は、徒手に直に取りてむ。」とのらして、其の山に騰りましし時(騰其山之時)、白猪山の邊に逢へり。其の大きき牛の如し。

⑭ 爾して、言擧爲て詔りたまひしく、「是の白猪に化れるは、其の神の使者ぞ。今殺さずとも、還らむ時に殺さむ。」とのりたまひて騰り坐しき(還時將殺而騰坐)。

⑮ 爾に香坂王、歷木に騰り坐て見るに(騰坐歷木而見)、大きな怒猪出でて、其の歷木を掘りて、即ち其の香坂王を咋ひ食みき。

⑯ 爾して速總別王、女鳥王、共に逃げ退きて、倉椅山に騰りき(騰于倉椅山)。速總別王歌曰ひしく、

梯立ての倉椅山を嶮しみと岩かきかねて我が手取らずも
とうたひき。又歌曰ひしく、

梯立ての倉椅山は嶮しけど妹と登れば嶮しくもあらず
などである。

これらによれば、古事記の例はいずれも「騰」は普通にノボルの意味で用いられているようにも思える。殊に⑪と⑮は類似の文脈で「登」と「騰」とが同様に用いられているように見える。

しかし、よく見ると、⑬、⑭は東國を征討した後の、ヤマトタケルが、山の神と出会い、やがて誤った言挙げに

よって死を迎える場面である。⑪では、怒った猪に追われて、あわてて榛の木に逃げ登る雄略の様子が滑稽に描かれるのに対して、⑮では香坂王が大きな怒猪に追われて噛み殺される場面。⑯も速總別王と女鳥王が決死の逃避行を試みる場面である。いずれも緊迫した場面で何かに「のぼる」のであり、添えられた歌謡の「倉橋山を嶮しみると岩かきかねて我が手取らすも」「嶮しけど妹と登れば嶮しくもあらず」という口調に、切迫した状況が窺える。そういう状況を承けて「騰」が用いられたのではないか。

一方、海彼の例としてはたとえば『文選』^⑳に、
i 六玄虬之奔奔、齊騰驥而沛艾。(東京賦 張衡)の
李善注に、「六馬也。玄、黒也。天子駕六馬。騰驥、

趣走也」

とあり、

ii 狄颺吾猙然、騰起飛超。(呉都賦 左思)

iii 騰文魚以警乘、鳴玉鸞以偕逝。(洛神賦 曹植)の

李善注に「騰、升也。文魚有翅能飛」

また、

iv 翼不暇張、足不及騰。(七啓八首 曹植)の李善注

に「西京賦曰、鳥不暇舉、獸不得騰」

などである。全てをあたり得たわけではないが、これらによるだけでも、「騰」は、急激な動作を伴った上方向への

移動を表しているといえよう。先の『篆隸万象名義』に「騰……躍也……奔也……」などとあった。

こうしてみると、当該歌の「騰立」の表記も、普通に高所に登るのとは異なる、国見をする主体の激しい動作を描出したものと考えられよう。川口氏の「登り立った天の香具山は、既に高天原の世界であり、眼下に見下される国原は、天照大神が、我が御子の知らず国、と言依さした葦原中国となろう」という指摘も思い起こされるのである。

「騰立」とは、天上の聖なる「天の香具山」に、一挙に「騰り立って」しまふ、神業として捉えた表現ではないか。

七 おわりに

未だ一首全体の検証に及ばないが、冒頭の部分を再検証しただけでも、この歌に対して未だ残された問題のあることは確かめ得たように思う。

川口氏のようにこの歌の背後に、天武朝以降体系化されたとされる、高天原の神話世界を読み取りうるとすると、万葉集が舒明天皇の歌とする、このうたの文学史的位置づけと、この歌をこそ叙景歌への道を切り開く作品と捉える、鉄野氏の見方を、どう止揚できるのか。この歌を天武朝以後の作と捉えるのが一つの方向であろうが、猶検討を要する。序説とする所以である。

注

(1)

以下萬葉集本文の引用は、木下正俊他編『萬葉集本文編 CD-ROM版』塙書房刊、をもとに、諸本の影印および『校本萬葉集』の記載を参照し、訓については私見を以て改めたところもある。

記紀歌謡については、土橋寛『古代歌謡集』岩波書店1997、土橋寛『古代歌謡全注釈 古事記編』角川書店1972、『同 日本書紀編』角川書店1976。大久保正『古事記歌謡 全訳注』講談社学術文庫1981、『同 日本書紀歌謡 全訳注』講談社学術文庫1981等を参照した。古事記については、西宮一民編『古事記 新訂版』桜楓社1986をもとに、諸本の影印および、小野田光雄編『諸本集成古事記』勉誠社1981の記載を参照し、訓については私見を以て改めたところもある。

日本書紀は、小島憲之「ほか」校注・訳『新編日本古典文学全集 日本書紀1〜3』小学館1994〜1998をもとに、諸本の影印および『校本日本書紀』の記載を参照し、訓については私見を以て改めたところもある。風土記は、植垣節也校注・訳『新編日本古典文学全集 風土記』及び、秋本吉郎『日本古典文学大系 風土記』岩波書店等を参照し、秋本吉徳編『出雲国風土記諸本集』勉誠社1984等を参照した。

懷風藻は、小島憲之校注『日本古典文学大系 懷風藻・文華秀麗集・本朝文粹』をもとに、辰巳正明『懷風藻全注釈』等を参照した。

続日本紀は、青木和夫「ほか」編『新日本古典文学大系 続日本紀 1〜5』岩波書店1989〜1998によった。なお、他の上代の文献、及び金石文、木簡等については、その都度典拠を掲げた。

- (2) 梶川信行『初期万葉論』笠間書院2007他。
- (3) 神野志隆光『古事記の達成 その論理と方法』東京大学出版会1983、同『古代天皇神話論』若草書房1999。
- (4) 神野志隆光「文字の文化世界の形成—東アジア古典古代」『古典日本語の世界 漢字がつくる日本』東京大学出版会2007。
- (5) 神野志隆光『歴史』としての『万葉集』『万葉集』のテキスト理解のために「国語と国文学」87・11 2010.11。
- (6) 西澤一光「集蔵体としての『万葉集』をめぐる—方法的に読むための一試論」『古代文学』52 2013。同『万葉集』テキスト論の陥穽」『国語と国文学』91・3 2014.3。
- (7) 品田悦一「漢字と『万葉集』古代列島社会の言語状況」『古典日本語の世界 漢字がつくる日本』注4参照。
- (8) 川口勝康「舒明御製と国見歌の源流」『万葉集を学ぶ』1 有斐閣1977.12。
- (9) 鉄野昌弘「舒明天皇の望国歌」『セミナー万葉の歌人と作品』1 和泉書院1999.5。
- (10) 八木孝昌「解析的方法による万葉歌の研究」『第三章 海原はかまめ立ち立つ—舒明天皇望国歌考』和泉書院2010

- (11) 「初期万葉」の範囲については、内田賢徳「初期万葉論」『セミナー万葉の歌人と作品』1 同右
- (12) 折口信夫「文学様式の発生」『折口信夫全集』7 中央公論社1955
- (13) 「譚」の用語は、石田千尋「古事記」木梨之榎太子の譚」山梨英和大学紀要7 2009.2等に従う。
- (14) 小川靖彦「〈翻〉国文学研究資料館蔵『万葉集註釈』紹介と巻第一翻刻―仙覚『万葉集註釈』の本文研究に向けて」国文学研究資料館紀要21 1995.3
- (15) 亀井孝「埋もれた言語と埋もれた訓詁」萬葉17 1955.10、亀井孝論文集2巻所収。
- (16) 佐佐木隆『上代語の構文と表記』ひつじ書房1996.12。
- (17) 稲岡耕二「初期万葉の歌人たち2 舒明天皇・斉明天皇(その二)」解釈と鑑賞 1970.12。
なお、八木孝昌前掲書(注10)に「あり」と訓む。
- (18) 小林芳規・石塚晴通「新訳華嚴経音義私記」古辞書音義集成一 汲古書院1978。
- (19) 岡田希雄「新訳華嚴経音義私記倭訓攷」『国語国文』11・3 1941.3。
- (20) この木簡の、この部分の判読が可能となった件につき、月岡道晴氏の教示を得た。
- (21) 注17参照。
- (22) 高木市之助『吉野の鮎』岩波書店1941。
- (23) 注8参照。
- (24) 注9参照。
- (25) 注8参照。
- (26) 大野晋・佐竹昭広・前田金五郎編『岩波古語辞典補訂版』岩波書店1990.2。
なお、アガル、ノボルについての包括的な論として、山田進「アガルとノボル」柴田武編『ことばの意味辞書に書いてないこと』平凡社1976。
室井楨之「あがる」と『のぼる』―意味の構成原理に関する例示的試論―早稲田大学院文学研究科紀要49-02 早稲田大学院文学研究科2004.2。
などがある。
- (27) 上代語辞典編修委員会編『時代別国語大辞典 上代編』三省堂1967.12。
- (28) 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編『日本国語大辞典』第二版小学館2000.12〜2002.12。
- (29) 「清胡克家重彫淳熙本 文選」芸文印書館
- (30) 注8参照。

附記 本稿は、二〇一五年五月一六日、高岡市生涯学習センター4Fホールで行われた「公開講演会」の原稿を補訂したものである。